

# 仕 様 書

## 1. 契約件名

北海道運輸局管轄運輸支局自家用電気工作物保安管理業務請負契約

## 2. 履行場所

別紙のとおり

## 3. 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 4. 目 的

北海道運輸局管轄運輸支局に設置する自家用電気工作物の電気事故を未然に防止すると共に施設の正常な維持管理を行うことを目的とする。

## 5. 電気施設の概要

別紙のとおり

## 6. 業務仕様

北海道運輸局管轄支局に設置している自家用電気工作物の保安管理業務を以下の要領で実施するものとする。

- (1) 点検頻度は別紙のとおりとする。
- (2) 札幌運輸支局、函館運輸支局及び室蘭運輸支局については停電年次点検を実施すること。
- (3) 室蘭運輸支局については年次点検時に「キュービクル内清掃」についても併せて実施すること。
- (4) 点検等実施にあたっては「保安規程」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に示された要件により行うこと。
- (5) 点検の結果、技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理改造等について指示又は助言を行うこと。
- (6) 事故故障発生時には次の処置を行うこと。
  - ① 事故故障発生連絡を受けた際には、現状の確認、送電停止、電気工作物切り離し等に関する指示を行うこと。
  - ② 状況に応じて臨時検査を行うこと。
  - ③ 原因判明後、再発防止のための対策について発注者に、指示・助言を行うこと。
  - ④ 各種法令に基づく事故報告を行う必要がある場合、報告するよう発注者に指示を行うこと。

## 7. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び発注者の選任する監督職員の指示によること。

別紙

自家用電気工作物保安管理業務請負仕様一覧

事業場名称	札幌運輸支局	函館運輸支局	旭川運輸支局	室蘭運輸支局	釧路運輸支局	帯広運輸支局	北見運輸支局	
事業場所在地	札幌市東区 北28条東1丁目	函館市西桔梗 555-24	旭川市春光町 10番地	室蘭市日の出町 3丁目4-9	釧路市鳥取大通 6丁目2-13	帯広市西19条 北1丁目8-4	北見市 東三輪3丁目 23-2	
設備内容	設備容量 (KVA)	400	150	125	150	70	200	175
	受電電圧 (KV)	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
点検頻度	月次点検	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回
	年次点検	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回
	設備、改造等工事期間中	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回
	臨時	必要の都度	必要の都度	必要の都度	必要の都度	必要の都度	必要の都度	必要の都度
分担比率 (国/法人)	28/72	32/68	24/76	24/76	98/2	21/79	21/79	

- 点検の内容等については以下のとおり定める。
- ・ 101KVA以上の電気工作物保安管理は毎月点検とする。  
ただし、絶縁監視装置設置機器については隔月点検とする。
  - ・ 絶縁監視装置を設置可能な電気工作物には監視装置を設置すること。  
なお、絶縁監視装置設置撤去等に係る費用は受託者の負担とする。